

近世大坂の浄瑠璃渡世集団——天保期から幕末にかけて

神田由築

はじめに

近世の人形浄瑠璃芝居は基本的に、浄瑠璃語り・三味線弾き・人形遣いの三者が一体となつて行うものである。ところで、彼らがどのような渡世集団を形成していたのかについては、江戸の操座における天保改革後の動向を論じた吉田伸之氏の研究がある⁽¹⁾。吉田氏は、①操座では座元、浄瑠璃語り、人形遣いの間で確執が存在したこと、②操座の芸能者たちは、操芝居が休業中に香具芝居や寄席（これはもっぱら浄瑠璃語り）などに出演していること、③三味線弾きには当道座に付属する者がいて、浄瑠璃語り・人形遣いとは別の世界をもっていたこと、を指摘する。そこから①浄瑠璃語り・三味線弾き・人形遣いはそれぞれ別種の芸能者集団であること、②天保改革後に操座の興行が衰退すると、彼らの間の確執が表面化し、それが座を解体させることになったこと、が明らかにされている。本稿では以上の所説をふまえ、

大坂の場合はどうであったのか、浄瑠璃渡世集団の実態と、天保改革をめぐる対応について明らかにしたい。本稿で浄瑠璃渡世というのは、義大夫の浄瑠璃語りと三味線弾きを指し、基本的に人形遣いは含んでいない。また分析過程では、浄瑠璃語りと三味線弾きの異質性は問わなかつたので、ここでは両者を一体のものとして捉えた。以下、浄瑠璃語りを太夫、三味線弾きを三味線とも表現する。

本稿でももに使用するものは、木谷蓬吟氏（一八七七—一九五〇）⁽²⁾の旧蔵史料である。木谷氏は五代目竹本弥太夫（一八三七—一九〇六）⁽³⁾の實子で、その旧蔵史料は五代目弥太夫や、その師匠である三代目・四代目竹本長門太夫の關係文書からなる。同史料は現在、東京大学教養学部図書館木谷文庫と園田学園女子大学近松研究所吉永文庫とに分蔵されている。本文中で史料番号を示す場合、前者は「木谷〇〇」、後者は「吉永〇〇」と表記する。なお今後の研究に資するため、東京大学木谷文庫の一部の目録を本稿の末尾に付した。他に「増補浄瑠璃大系図」（以下「増補」と略す）⁽⁶⁾を参照した。同書については後述す

る。また太夫・三味線の代数等を確定するのに、『義太夫年表 明治篇』(義太夫年表刊行会、一九五六)を用いた。

一 浄瑠璃渡世の者と因講（おんこう）

1 因講の概史

大坂の浄瑠璃渡世集団として重要なのが因講という組織である。因講に関する研究は『文楽今昔譚』⁽⁷⁾や『人形芝居雑話』⁽⁸⁾を除けば、ほとんど概説的なレベルにとどまるが、両書が典拠とする史料には、その所在や性格が不明なものが少なくない。しかし現段階では両書の内容を再検討することは難しいので、とりあえず両書の記述に従って因講の概略を紹介することにする。

因講の原型は初代竹本義太夫が太夫・三味線仲間組織した伊勢講にあるという。やがて寛政九(一七九七)年に、因講年行司である豊竹時太夫・竹本重太夫・竹本町太夫・竹本文字太夫が大坂町奉行山口丹波守に、「素人」の身分で「職名」を号し太夫・三味線を稼業とする者がいるので、これを取り締まるために、太夫・三味線を渡世とする者は因講に入講することとしたいと願い出て、その保証を得る。以後、因講では毎年一二月に寄合をする事になり、寛政九年の会合では①浄瑠璃・三味線渡世の者は因講に入講すること、②今後は芝居・稽古ともに講外の太夫・三味線とは一座しないこと、を申し合わせた。こうして因講は仲間組合としての性格をもつようになる。そして師匠が弟子を入講させ「改帳披露」が行われた。文政九(一八二六)年には「因講他国儀定記」なるものが作成され、金一〇〇疋の入講料を以て大坂以外の他国の太夫・三味線をあらためて入講させることになっ

た。

天保八(一八三七)年には説教讚語座が、大坂の宮芝居における興行はすべて同座の支配を受けるべきである、と訴え出る(出願先は不明)。浄瑠璃渡世の者もその対象となったが、大坂町奉行所において、説教讚語と義太夫浄瑠璃とは別のもので、義太夫浄瑠璃は宮芝居であつても説教讚語座の配下に属さない、との裁可を受け、これまで通りの渡世が認められる。浄瑠璃渡世の者が受けた最大の打撃は、天保改革によつて天保一三(一八四二)年に宮芝居興行を禁止されたことである。これによつて稲荷社・御霊社境内の興行が差し留められ、浄瑠璃芝居の興行地は、道頓堀の竹田・若太夫、そして北堀江市の側、天満大工町荒木、北の新地の五ヶ所になった。

ここで因講の特質を整理しておく、以下の通りになる。第一に、因講とは基本的に、因講構成員と構成員以外の者とを峻別し、構成員の営業の保証を実現しようとする排他的な渡世集団である。第二に、因講構成員と因講構成員以外の者とは、因講が発行する講札(写真参照)によつて区別される。以上の二つの特質は、たとえば江戸の乞胸(こむね)などの芸能者集団と共通するものである。第三に、構成員以外の者とは具体的に、後述する①説教讚語座、②歌舞伎のチヨボ、③「素人」芸能者などが想定される。彼らは、義太夫の浄瑠璃語りと三味線弾きという、因講構成員とほとんど類似の芸態をもつていた。第四に、因講は古老・中老などの役員と、それ以外の構成員から構成されるが、その組織の主要部分は師弟関係によつて形成されている。そのため因講のもつ統制力の強さは、師弟関係で結ばれた一門の求心力に規定される。第五に、一九世紀半ばの段階で、因講は全国組織の形態を整えつつあつた。第六に、因講は浄瑠璃語り・三味線弾きを対象としてお

り、人形遣いは含まれない。この点は、江戸操座において太夫・三味線と人形遣いとの間には確執があったという吉田伸之氏の指摘とも関連しよう。

このような因講の特質をふまえたうえで、これから①因講内部における師弟関係（一門）のあり方、②類似の芸態をもつ他の芸能者との確執、③大坂因講と他国因講との関係、の三点についてそれぞれ検討したい。②については二で、③については三で述べる。

2 名跡相統をめぐる争論

太夫・三味線の師弟関係の成立にあたっては、弟子から師匠へ次のような証文が出された。

〔史料1〕（木谷は51）

弟子入證文覚

- 一、從公義御制禁之条
- 一、因講仲間掟之趣意
- 一、二重師匠取不仕事
- 一、同門睦敷可致事

右ハ此度其元様御頼申上入門実弟子ニ相成、印札所持并ニ当講へ加入致し候上は、諸子極之筋無相違相守らせ可申候、万一行届之義等御座候へは、因講仲間ハ勿論当国座元中申談之上、屹度定法ニ取捌可仕候、為後日受持證文依而如件

文久二年 戌二月廿八日

請持淡州福良浦 鶴澤清八印

門人 同処

竹本水門太夫

竹本長門太夫様

この証文の内容から読み取れるように、弟子たちは二重に師匠を取することを禁じられ、また師弟関係を結ぶことによつて、同時に因講へ入講することにもなつた。そして以後は因講仲間の掟の制約を受けることになる。このように師弟関係を軸に形成された一門のまとまりが、因講組織の単位となる。

では因講全体と一門は、どのような関係をもつたのであろうか。名跡の相統を素材に具体的に考えてみたい。木谷文庫や吉永文庫の史料からは、名跡の相統をめぐるトラブルが頻発していたことがうかがえる。数例を紹介しよう。

a 竹本中太夫改名一件（木谷は28・29・32・40・50・53）

嘉永三（一八五〇）年に、江戸で竹本中太夫が六代目竹本政太夫の名跡相統を宣言したが、大坂因講の強い反対で差し留められた。この一件については、三代目竹本長門太夫が受理あるいは発給した手紙を中心に、関連文書が多く残されている。このように一件が重大視されたのは、「竹本政太夫」が二代目竹本義太夫の前名であり、浄瑠璃界において特に尊重される名跡であつたためであろう。整理すると、一件の経過は〔表1〕のようになる。

中太夫の主張の要点は、「三代目政太夫→四代目→五代目」という大坂の系譜とは別の、「三代目→中太夫」という江戸の系譜こそが正統性をもつ、というものである。その根拠は、江戸にある三代目の旦那寺および石碑の世話を自分がしており、そのことを三代目の縁者と旦那寺が保証している、という点にある。一件の争点は二点である。

第一に、四代目政太夫の名跡相統の時期の問題である。中太夫側では三代目の死後、相統が行われたとするが、大坂因講側は三代目の存生中であつたとする。すなわち大坂因講側の主張は、四代目の名跡相統

は三代目が承認したものであり、「三代目↓四代目↓五代目」と「先代」の名跡も連綿ト御座候」（木谷は32）につき、これ以外の系譜の可能性はない、というものである。

第二に、中大夫が証拠書類として提出した「證文下書」「摺物」の内容についてである。「證文下書」とは、①三代目政太夫の縁者から中大夫に宛てた、政太夫名前を譲る旨の証文、②三代目の菩提寺から中大夫に宛てた、中大夫が同寺の縁且家である旨の証文、の二通である。やがてこの「三代目の縁者」が「播磨屋利兵衛（三代目政太夫）の養子卯之吉の妻の後添」という遠戚にすぎず、中大夫が無理に仕立てたことが判明する。また石碑名についても、五代目政太夫の息子・鶴澤才治が浅草寺町密藏院を訪れ、過去帳と石碑を調査したところ、「播磨屋利兵衛」ではなく「播磨屋利助」という名前が刻んであることがわかった。こうして政太夫の名前は大坂にのみ存在することが明らかになり、中大夫の主張は斥けられる。

b 四代目鶴澤文蔵をめぐる一件（吉永55・56・57・59、木谷は25）
天保三（一八三二）年の三代目鶴澤文蔵の没後、四代目鶴澤文蔵の名跡をめぐる、三代目の実子である鶴澤文教と、三代目の弟子である鶴澤文三とで争いが起こった。発端は文三が文教の了解なしに文蔵襲名を宣言したことにある。当時江戸にいた文教は憤激し、大坂因講の重鎮であった三代目竹本長門太夫に手紙で次のように訴えた。以前に文三から文蔵の名跡を相続させてほしい、との申し出を受けたが、文蔵の名跡は「古弟」でも譲りたいと断った。いずれ先代の実子である自分が相続しようと思っていたが、このたび突然文三から、文三が文蔵と改名したことを示す番付が送られてきた。文教は大坂因講に訴えたが、すでに「古弟之衆中」や縁者の了承も済んでいたため、因講

からは、他門の者は関知しないという反応を得るのみであった、というのである。ただし「増補」によれば、いったん文三が文蔵と改名したが、結局は文教が四代目文蔵を襲名することになったようである。

c 鶴澤哥介、豊竹時太夫改名一件（吉永53）

慶応元（一八六五）年頃、四代目鶴澤友治郎の門弟、鶴澤哥介が江戸において豊竹時太夫と改名しようとしたが、先代時太夫の後家らが名跡を譲らなかつた。哥介は四代目竹本長門太夫を頼って改名の実現を図ったようであるが、このことについて長門太夫は三河屋金治郎（不詳）宛の手紙の中で、「御地（註―江戸）ニ而右名前差出候而ハ、当表（註―大坂）因講へ彼是かけ合六ヶ敷、自分の一存では引き受けられない、と述べている。さらに「右時太夫後家娘あまりかたく申居候所へ我等も申出し候共、少々筋違ひニ当り返つて手重く候哉二存候」というのが長門太夫の基本姿勢であった。この一件の結末はわからないが、「増補」には「同（註―四代友次郎門弟）後東京へ行、業を換る」（『増補』の読点は筆者による、以下同じ）とあるのみで、哥介は三味線から太夫への転向は遂げたものの、時太夫は襲名しなかつたようである。

d 竹本中大夫名前取り戻し一件（吉永37）

明治二六年頃、かしく太夫が中大夫の名前で彦六座に出勤したが、先代（五代目）中大夫の妻と息子・豊澤廣六が「私少々存じよりも有之候間、一時右の義ハ御取消シテ希度」と申し出て、名前の相続を認めず、豊澤團平・竹本大隅太夫を介して竹本弥太夫に名前の取り戻しを願ひ出した。ただし結末はわからない。

e 竹本土佐太夫名跡差留一件（木谷は23）

江戸の竹本三輪太夫が、故竹本土佐太夫の名跡を相続したいと願ひ

出たが、大坂因講から差し留められた。この件に付き、江戸の竹本染太夫から大坂の三代目竹本長門太夫に宛てて、「御表（註―大坂）御講御一統御不承知之事ニも御座候へは、随分当表（註―江戸）之事は差留可申候へ共」、この間の手紙には「因講御行司」とばかりできちんとした署名がなかったので、念のため確認したい、との手紙が出されている。その後、どのような解決が図られたのかわからないが、『増補』によれば、三輪太夫は故土佐太夫の養子分となって土佐太夫の名前を相続したことになる。

以上の争論を通じて注目される点をいくつかあげてみたい。第一に、因講と親類・門弟中の関係に注目すると、争論の解決方法が大きく二つのパターンに分けられる点である。①大坂因講が直接、争論の解決に乗り出したケース（a・e）。ただし因講が親類・門弟中の意志を引き継いだことが明確な場合（a・おそらくdもか）と、不明な場合（e）とがある。②大坂因講が親類の意志を尊重し、争論に介入することを避けたケース（b・c）。①は太夫の名跡をめぐる争論であり、②は三味線のそれである（cは変則であるが）点が、解決方法の違いに反映している可能性もある。

第二に、争論の多くは江戸と大坂の間で起こっている点である。大坂因講が解決に乗り出した①のケースは、いずれも大坂因講が江戸の太夫の名跡相続に異を唱えたもので、江戸因講と大坂因講の間で解決が図られている。大坂因講が介入を避けた②のケースは、逆に江戸の太夫・三味線から大坂因講に訴え出たものである。そのことが①と②の違いを生み出した要因であるかもしれない。

このように江戸と大坂の間で多くの争論が生じているのは、偶然の結果ではないだろう。争論の背景には、江戸の太夫・三味線人口が拡

大し、名跡相続の機会が増えたこと、それに対応してトラブルが発生する率も高くなったこと、そこで大坂因講が求心力を保つために、争論の解決に乗り出したこと、などの事情が考えられる。

3 因講と親類・門弟中

ここでaの争論から、名跡相続にみられる因講と親類・門弟中の関係をもう少し考えてみたい。名跡相続にあたって最も重視されたのは、血縁関係ではなく門弟中の合意である。長門太夫は中太夫への書状で、「元来芸名之義ハ其人一代之物ニ而、親の名迎も其子か相続可致トハ不限」（木谷は32）と述べている。名跡の相続において血縁が絶対的な力をもたないことは、bの争論からも明らかである。もともとここでは最終的には文教が四代目文蔵を継いでいるので、この間の事情を知る必要があるが、残された史料からうかがうことはできない。

さて、大坂因講では四代目政太夫の相続は、「先祖ト相伝之品々迄不残相添、名前相譲り被置候」ものであったと主張する（木谷は50）。名跡の系譜は血縁上のそれに擬され、先師は「先祖」と読み替えられている。「先祖ト相伝之品々」とは弟子証文や浄瑠璃章本であると考¹²えられる。弟子証文は門弟の人格を、浄瑠璃章本は師匠の芸を象徴する。名跡相続は「名前」と「先祖ト相伝之品々」の両方――すなわち師匠の名前・芸と門弟中――を譲り受けて、はじめて成立する。

いっぽう、名跡の相続には歴代の親類・門弟中の承認が必要とされる。長門太夫は中太夫への書状で、四代目政太夫の相続は親類衆一統が承知のうえで行われたこと、どうしても改名したいというのなら、五代目政太夫の家族のほか「大坂表先代ト之曆々之親類衆」へ掛け合¹³い、「一統熟談之上」相続するのがよい、と述べている（木谷は32）。

木谷文庫には、四代目が名跡相続にあたり三代目に宛てた一札が残る(木谷は53)⁽¹³⁾。ここには「門弟中并御親類方御相談之上、未熟之私御譲り可被下候段、恐入難有奉存候」、また「他江相讓候共、御親類方并師父直門弟中江相談之上二而曲名(註)名跡のこと) 相続可仕人江相讓り可申候」とあり、名跡相続に親類・門弟中の同意が必要だけでなく、名跡譲渡にも親類・先代直門弟中の了解が求められたことがわかる。相続の承認という場面では、血縁者が必要とされたのである。

aの争論では、政太夫の名前が五代目の死後、親類や門弟中ではなく三代目竹本長門太夫の預かりとなった点が注目される。長門太夫は中太夫に「(政太夫の名跡は) 彼(註)五代目の息子・鶴澤才治) 壺人之存意ニも任セ不申、則当表ニ而当分預り居申候」(木谷は32)と述べているので、名跡が長門太夫の預かりとなったのは、長門太夫が大坂因講の重鎮たる立場にあったためで、つまり政太夫の名跡は「当表」⁽¹⁴⁾大坂因講の預かりとなったことがわかる。また大坂因講から江戸因講への書状では「親類ハ申ニ不及、講内ニ統熟談」(木谷は50) なくては名跡の相続はできない、とある。大坂因講が名跡を保管する機能を常に果たしていたのかどうかはわからない。ただ少なくとも「竹本政太夫」のような重い名跡に関してはありえたのであろう。b・c・dの争論では親類が名跡を保管しているようにみえる。

江戸と大坂の間で争論がおこった場合は、因講どうしの掛け合いが行われる。aの争論について『増補』は、「因社と東京社中と掛合に相成、其時東京因古老筆頭成播磨太夫の申条にて、政太夫名前は大坂に限る事相違無之大坂へ可渡之趣」を、江戸と大坂の証人の間で確認しあつて決着をみた、と記している。a・eの争論のいずれにおいても、大坂因講が江戸における名跡相続を阻止している。aの争論で大

坂因講は再三にわたり、江戸因講の「御威光」をもって改名を差し留めるように、と申し入れているが、この「御威光」とは、大坂因講の意志の忠実な遂行であつた。これらの争論にみるかぎり、大坂因講と江戸因講の關係は対等とは言いがたく、大坂因講は江戸因講に対する優位性を保持しつづけたといえる。

4 系図編纂と先師顕彰

ところでaの争論で特徴的なのは、竹本政太夫という名跡の重さへの意識である。この一件で最も問題だつたのは、中太夫の改名を認めれば、江戸と大坂で二つの政太夫の系譜、ひいては二人の政太夫が存在することになる点である。「二人の政太夫」は第一に、因講内の統制の乱れを招く。大坂因講は江戸因講に、「不正路之義ニ付、二名其俣差置候時ハ以来取締り方迷惑仕御事ニ因講差障リニ相成候」(木谷は50)と訴える。第二に、先祖への不忠にあたる。実は中太夫はかつて、師匠である三代目中太夫の死後、高弟をさしおき中太夫名前を相続している。この件はうやむやになり、大坂と江戸で二人の中太夫が存在することになった。大坂因講ではこの件をふまえ、今度は格別の名前であるので、そのような取り扱いはならない、と江戸因講に釘を差している(木谷は50)。「二人の中太夫」が結果的に存在しえたのに対し、「二人の政太夫」が強硬な反対を呼んだのは、元祖竹本政太夫が二代目竹本義太夫であり、「当時業道ニ致候我々之師匠達之祖」(木谷は50) だつたからである。この一件からは当時の大坂因講の、重要な名跡や系譜への強い関心がうかがえる。これは見方を変えれば、名跡や系譜の混乱が師弟關係の弛緩を招き、ひいては講内の統制力を弱めるのではないか、と大坂因講が危機意識を抱いたことの現れでは

ないだろうか。

さて、何が「重要な」名跡で、それが「正統な」門流であるかを決定するためには、元祖竹本義太夫を起点とする、先師の系譜の整理が必要である。天保一三（一八四二）年には、浄瑠璃関係者の門流を大系づけた本格的著述の嚆矢である、三代目竹本筆太夫著『浄瑠璃大系図』¹⁴が成立する。そのほかに個々の門流においても、先師の系譜を整理して師弟関係を明らかにする作業が行われていたようである。たとえば「竹本染太夫氏巻軸ノ写」（吉永86）は、竹本染太夫家に伝来した文書を、木谷蓬吟氏が書写したものと思われるが、これは①安永八年正月の弟子証文、②代々の染太夫の門弟名、③「竹本義太夫様方代々景図写」（初代から九代までの染太夫略系図）からなり、染太夫家において師匠Ⅱ染太夫の系譜、および師匠と門弟の関係を明記する文書が相伝されていたことがわかる。

そして、これらの事業の集大成が『増補浄瑠璃大系図』（四代目竹本長門太夫著、明治一五年前後に成立か）である。これは『浄瑠璃大系図』の形式を踏襲し、浄瑠璃関係者の系譜を門流別に編成しているが、以下の点において『浄瑠璃大系図』よりはるかに充実した内容になっている。①『浄瑠璃大系図』が太夫・三味線のみであったのに対し、作者・人形遣いを加えている点、②『浄瑠璃大系図』と比較して、掲載人数が大幅に増加している点、③そのことで、さらに詳細な師匠・門弟の関係が描き出されている点、④それぞれの太夫・三味線・人形遣いの経歴を詳述していること、とくに改名の履歴が一目瞭然である点、⑤おおよその出勤状況（芝居名・座本名・外題名など）を知ることができる点、⑥墓碑銘や石碑の記述を丹念に調べ、ときには模写を掲載している点、などである。とくに⑥は次に述べる、石碑などに

よる先師の顕彰事業にもつながると思われる¹⁵

『浄瑠璃大系図』と『増補浄瑠璃大系図』の二大編纂が行われた頃、それぞれの時期において、先師の顕彰事業が具体的に計画されていた系図の編纂と先師の顕彰と、両者が事業として直接に関連しあつたわけではないが、同時期に二つの事業が並行した事実は非常に興味深く、たんなる偶然とみなすわけにはいかない。

『浄瑠璃大系図』には三代目筆太夫のほか、近松春翠子が著者として名前を連ねている。近松春翠子は自称「近松門左衛門の曾孫にして、『近松門左衛門略伝』や引札・諸願書・序文・社縁起等など雑多な執筆活動を行った人物であるが、その実像はほとんどよくわかっていない¹⁶。彼は天保一二（一八四二）年頃に、浄瑠璃関係者を供養・顕彰する「浄瑠璃庵」を今宮に造立する計画を立てている。

また『増補浄瑠璃大系図』の著者・四代目長門太夫は、明治九年に生玉神社（生國魂神社）境内に浄瑠璃神社の建立を依頼した代表者（史料では「浄瑠璃三業惣代」のひとりであった（吉永4—1）。これは代々の主要な浄瑠璃作者・太夫・三味線・人形遣いを霊神として祀るものである。出願の直接の背景にあつたのは、国家神道への傾斜など時代の要請であろうが、先師の系譜の整理が、「重要な」名跡や「正統な」門流を崇拜する意識を生み出し、この事業を支える遠因になったとも考えられる。なお、この事業のために「因講社」が、「靈魂社献備」一〇円、「同社祭魚料」一〇円を生國魂神社に奉納しているので、事業を推進する主体は大坂因講であったことがわかる（吉永4—1）。

法月敏彦氏は『浄瑠璃大系図』の編纂意図について、天保改革の時期にあつて、「由緒ある斯界の正統性を強調する、という思惑がこめ

られていたものと推察することができる。斯界の由緒を主張することにより、改革によって卑しめられた浄瑠璃太夫および三味線弾きの身分は高められ、実力者である筆太夫の面目も保たれる。狂言堂（註一）近松春翠子）の斯界への接近もより強固なものとなるのである」と指摘する。法月氏の所説は正鵠を射ていると思われる。ただし、春翠子による顕彰運動も、彼の個人的な意思というよりも、系図編纂と同じ流れの中に位置づけられるのではないだろうか。系図編纂も先師顕彰も、天保期前後から幕末・明治期にかけての、浄瑠璃興行をとりまく諸々の困難な現象に対して、「由緒」をただし「正統性」を誇示する意図を以て行われたと考えられる。ではその諸現象とは何か。第一には天保改革の影響があげられるが、第二には、①類似の芸態をもつ他の芸能者集団との確執、②「素人」芸能者の存在、③大坂以外の浄瑠璃渡世集団の存在、などが考えられる。そこで以下これらについて、天保改革の影響も考慮に入れながら、みていくことにする。

二 浄瑠璃渡世集団の周辺

1 説教讃語座

浄瑠璃渡世集団と類似の芸能者としては、説教讃語座と歌舞伎のチヨボがあげられる。前者との抗争は浄瑠璃渡世集団においては、彼らの歴史における大きな事件として語り継がれている。説教讃語座とは、三井寺近松寺配下の説教者が組織する芸能者集団である。説教者の芸能は歌舞伎や人形操など、他の芸能者集団と共通する内容をもっていた。そのため芸能者の統制などをめぐって浄瑠璃渡世集団だけでなく、いわゆる役者村の役者なども抗争を起こしている。京都では

正徳三（一七一三）年に、説教者・日暮八太夫が名代Ⅱ興行権所有者として認められ、寺社境内において芸能興行を行うようになった。大坂への説教讃語座の進出過程は〔表2〕の通りである。大坂では寛政一〇（一七九八）年に、南堀江二丁目の説教者・清水金太夫が蟬丸宮に、「説教讃語一座弟子之者」を抱えて興行することを願い出る。そして文政二（一八一九）年には大坂寺社奉行所から、大坂三社Ⅱ座摩・御霊・上難波社境内における芸能興行が認められる。座摩・御霊社は浄瑠璃渡世集団にとつての興行の場でもあった。そこで説教讃語座は彼らを配下に置こうとし、浄瑠璃渡世集団の抵抗を招くことになる。天保八（一八三七）年には浄瑠璃渡世集団内で、説教讃語座に組み込まれた一派と、これを拒否した一派とが分立して、別々に興行するまになる。しかし同年には説教讃語座配下になることに反対する浄瑠璃渡世集団の主張が認められて、大坂町奉行所における裁決で説教讃語座の敗訴が決定する。

ところが、この事件は浄瑠璃渡世の方では大きくとりあげられるが、近松寺の文書には事件に直接言及した史料は見あたらず、説教者の方の事情がわからない。ただ彼らは一八世紀末から一九世紀にかけて、説教を諸芸能の根源と説く由緒書を作成し、諸芸能者に対する統制を強める動きをみせていたようである。次の史料は蟬丸宮別当所が京都町奉行所からの諮問に答えた、寛政七（一七九五）年の書付である。

〔史料2〕『関蟬丸神社文書』四104―7

説教座組由緒手続書

但し荒々分（中略）

口上覚

（中略）

音曲諸芸ニ而渡世仕候者諸国ニ散在仕候而、例年為燈明料奉納錢祭礼之節年々神役相勤并宮居修復之助力を仕候、依而別当所より彼等懇望仕候得は、太夫号国号燕尾装束并説教讚語勸進師座組之免状等差遣シ候得は、其国所之御役所江由緒ヲ以御願申上、地面相對之上為渡世櫓を上ケ、人形并歌舞伎芝居等座組興行仕候義ニ御座候而、右之芸者共渡世仕来り候所、次第二猥ニ相成、本寺と申古格を忘れ、登山致し候ものも少く相成、宮居も及大破神夏等難相勤成行、甚歎敷奉存候、(中略) 大坂谷町筋玉村平太夫は宝曆年中継目仕候処、此度右平太夫より南堀江式丁目瀬村屋彦兵衛と申者江、説教職相讓申度と而申出候二付、右彦兵衛義清水金太夫と相改、并為渡世座組之免状等差遣シ申候(後略)

寛政七卯年十一月

説教者たちは①太夫号・国号・燕尾装束と座組の免状を近松寺(蟬丸宮)からもらい、②人形芝居および歌舞伎芝居を興行している。この二点をみても彼らの実態は浄瑠璃渡世の者とさわめて近似していたと思われる。

さらに彼らは以下のような意識をもっていた。これは文政元(一八一八)年に作成された取調書で、おそらく大坂三社境内における興行許可願いに関連して、大坂寺社奉行所に提出したものである。

〔史料3〕『関蟬丸神社文書』四104—9

(前略)

慶長之比日暮八太夫始而讚語二三弦を合し、興行蒙御免候所、珍説二付人々群集仕候二付、木戸江非田院組下之者相堅メ、是則当代浄瑠璃芝居之監觴ニ御座候、(中略)夫より末葉繁茂して、虎屋源太夫井上播磨太夫(中略)竹本儀太夫豊竹若太夫等、銘々流

を立流義を語り分ケ候、(後略)

由緒之者⁽²³⁾

一説教 操り師 物真似 芸役者

人形遣ひ 狂言師 舞師

辻能師 猿遣ひ

一讚語 法師 浄瑠璃語 哥調

謡師 瞽女 三弦弾

一勸進師 辻角力 辻打物 小見世物

万歳 長吏方 木戸方

一音曲道 講師 咄師 白拍子

遊女 野土 放下師

右末流之者四派ヨリ枝葉種々ニ雖相変候、惣名説教者ニ御座候以上

この中で彼らは、説教讚語を「当代浄瑠璃芝居」の濫觴と位置づけ、あらゆる芸能者を「惣名説教者」と捉えている。みずから諸芸能の本流とみなし、浄瑠璃を芸能のひとつとする説教者集団が、大坂三社境内での興行権を獲得し、やがて同じく宮芝居で興行していた浄瑠璃渡世集団と衝突することになったのは、必然的な結果であったといえる。

江戸には乞胸^{ごうちゆう}なる芸能者がいて、大芝居の役者による三座(中村・市村・森田座)の興行とは別に、火除地などで歌舞伎芝居を行っていた。大坂では説教讚語座の役者・太夫・三味線が、大芝居の役者や因講の太夫・三味線などと対峙しつつ、歌舞伎・浄瑠璃興行を行っていた。江戸に固有の芸能者である乞胸が、大芝居の周辺にあって江戸の

歌舞伎芝居文化を支えていたとすれば、大坂では説教者が同じような役割を果たしていたといえるのではないだろうか。なお説教讃語座の興行の実態や、天保改革をめぐる動きについては今後の課題としたい。

2 歌舞伎芝居

次に歌舞伎芝居との関係である。もともと因講の太夫・三味線と歌舞伎のチヨボ(25)とは基本的には区別されていた。しかも因講では両者が同座することは禁じられていたと思われる。寛政九(一七九七)年の会合で、芝居・稽古ともに講外の太夫・三味線とは一座しないという規定を設けたとき、具体的な「講外の太夫・三味線」としては歌舞伎のチヨボと「素人」が想定されていたのであろう。

天保改革において、浄瑠璃渡世の者は歌舞伎役者と違う処遇を得る。天保一三(一八四二)年の大坂西奉行所からの申渡によれば、歌舞伎役者と人形遣いが道頓堀八丁町に住居を限定されたのに対し、太夫・三味線は従来の通り、市中住居と屋敷・田畑所持を認められることになった(木谷は4)。そのことについて三代目竹本筆太夫は、次のように書き残している。

〔史料4〕木谷は4

(前略) 昔より義太夫浄るり渡世致し参り候者、或は受領且家屋敷等を求め候者も御座候所、此度二限り右渡世之者共、家持或ハ田地田畑ヲ買求候義、相止候哉と御尋申上候所、昔より義太夫道渡世ニ致し候者ハ、一身二名之輩ハ町人同様之事と御仰被下候間、古人の衆中并ニ今分渡世ニ致し罷居候太夫我等迄も、大慶ニ存難有仕合奉存候(後略)

この史料から浄瑠璃渡世の者には、みずからは「町人同様」であつ

て、「受領」や「家持」の者も含むとの意識があったこと、また太夫・三味線は「一身二名」で、常に一体のものとして捉えられていたことがわかる。後略部分では「三味線ハ太夫ニ付添」と述べられている。それに対して人形遣いは歌舞伎役者と同様に、住居の限定を受けた点が興味深い。

天保改革での処遇に相違が現れたことは、自分たちは歌舞伎役者とは別格である、という浄瑠璃渡世の者の意識を助長することになった。具体的に因講では、歌舞伎役者と同座する「首振」芝居への出演を禁ずるようになる。「首振」芝居とは歌舞伎役者が人形の替わりを勤めるもので、無言の役者を人形遣いが操る。天保二(一八三一)年には角の芝居で、豊竹此太夫、竹本組太夫、鶴澤勇造、吉田千四に、中村歌右衛門が参加した「首振」芝居が行われていた。(26)しかし天保改革後は次のようになる。

〔史料5〕木谷は4

此度相改メ申入候一条之事

前々ち哥舞伎役者ト同座ニテ首振等唱江出勤被致候方も有之、然る処去天保十三年寅五月 御改格之節々役者衆中ハ道頓堀八丁二住居相限候事ハ、一統御承知之儀ニ御座候、然共我々共ニおゐてハ、相不替市中住居ニテ渡世致候事ハ、是全く乍恐御公儀様御明白之御斗、冥加ニ余り有難仕合ニ御座候、然るを此後右首振等江出勤致候而ハ、終ニハチヨボ語り同様ニ可相成哉も斗かたく、然る時ハ先祖師達江之不忠、且ハ因講内之不外聞ニも相成候間、以来右首ふり狂言江出勤之儀ハ決而相成不申、万一出勤之衆も有之候ハ、講内一統付合不申永々可為講外候間、其段急度可被相心得候、為念之如此、已上

安政四丁巳十二月廿五日参改

古老中老因講

各々様

また因講の太夫・三味線が、歌舞伎のチヨボに出演することも禁じられる。これに違反して師弟關係を絶縁された太夫の例もある。次の史料は年不詳であるが、実太夫（四代目竹本長門太夫）と湊太夫（五代目豊竹湊太夫）の在名期間から考えて、安政六（一八五九）年から明治一〇（一八七七）年までのものであろう。

〔史料6〕吉永68

一、湊子太夫と申者、先頃尊上様へ御咄し申上候通り、今ニおゐて拙宅へ足踏も致不申、他之咄しニハかぶきのちよほニ出るやらの噂ニ候、それにてハ因仕り難、元より師弟之縁ハ先方より離縁と察候故、帳面ニハ私之ひびうへ入る事ハ決而御断申候間、此事御一統様へ委細可然様御伝可被下候、猶拝顔之上万々奉委申上候
一月廿九日

湊太夫

実太夫様

太夫・三味線が歌舞伎のチヨボに出ることは、師弟關係の絶縁と因講からの追放を意味した。もつとも歌舞伎のチヨボへの出演は、天保改革以前から禁じられていたと思われるので、改革の前後で事情が変化したかどうかは不明である。ただ因講の太夫・三味線と歌舞伎のチヨボとの区別は、改革によってより明確になったといえるであろう。

3 「素人」芸能者

因講の太夫・三味線以外の芸能者として、「素人」の存在も看過で

きない。明治二九年には三味線弾きの時太夫が、「素人」の大会に出演した（あるいは出演する）ことを因講から差し留められている。しかし時太夫は、仲間の妨害になる所業はしていないと主張し、さらに次のように述べている。これは時太夫が五代目竹本弥太夫と八代目竹本内匠太夫に出した手紙の一部である。

〔史料7〕吉永38

（前略）

且又他ヨリ聞知シタルニ、生ガ松朝ナル名義ニテ三味線弾ハ、仲間ノ顔汚シト之事、之レは以テ之外ト驚入候、抑私シハ七歳ヨリ豊澤源吉氏之門人ナリ（申年ナリ）ニ、翌年（酉年）大塩平八郎事件ニテ因講中止トナリ、其後再発シ、生ハ本年六十七才ナレバ、即六十余年因講加入罷在候所、（中略）前々之事は少々記憶致居候、芝居ニテ席切（押）者、中老古老之者ハ素人大会ニ參るモ、本名ハ芝居又ハ太夫衆へ差問之為メ遠慮トシテ仇名使用セリ

（三代目廣助師匠ハ蝙蝠、四代目様ハ紫光、清六様は糸鳳、友治郎様ハ糸漣、清七様ハ松谷）

然ルニ目今之三味線ハ前々の事しるや知らすや、中老古老ト雖モ本名ヲ以テ公然素人之会へ出席なし、尚又総テ何連大会立三味線ハ素人稽古屋、或ハ子供名氏ノモノニ候処、当今ニテハ既ニ若松連ノ如キ廣助ト立派ニ記シアリ、楽家モ部家張り等モ有之、是ハ文楽座ニ越路太夫様ト云フ相方モアル而已ナラズ、紋下大立者ナルニ如何ニ候哉、生ノ如キハ引籠り稽古斗り致シ居者ニハ前頭之如ク差止め、甲ハ免シ乙ハ差止め、不公平千万ナル所置ナレドモ、御役員ノ方々モ有之事故致方無之、何分永年因講加入致居り、退講スルハ決シテ好ミ不申候へ共、少々都合モ有之候間、此一件分

明スル迄ノ処因講引退致度候条、(後略)

因 時太夫

因 弥太夫様

内匠太夫様

これによれば、時太夫が糾弾されたのは、「素人」の会へ出席した(出席する)こと、しかも松朝なる名前が出たのが「仲間ノ顔汚シ」にあたる、との二点による。これに対し時太夫は、以前は因講の中老・古老も「素人」の会に出席していたこと、その時には「仇名」にて出るのが普通であったこと、を指摘する。さらに現在の中老・古老、とりわけ当代(五代目)豊澤廣助を二点から批判する。すなわち①「仇名」ではなく「本名」で「素人」の会に出席している点、②「素人」大会の立三味線を公然と勤めている点である。立三味線は普通は「素人稽古屋」か「子供名氏」が勤めるものである、というのである。時太夫が回顧する三代目豊澤廣助(在名期間Ⅱ一八四〇〜四七)や四代目廣助(在名期間Ⅱ一八五四〜六五)の時代が、ちょうど天保期から幕末期にあたる。この一件から以下の三点が読み取れる。第一に、天保期にはかなり厚い「素人」芸能者層が形成されていた点である。彼らは「〇〇連」なる組織をもち、「大会」を催すほどであった。第二に、因講の太夫・三味線と「素人」とは不断の交流を続けていた点である。これは天保期から明治二〇年代まで変わらない。第三に、しかし天保期と明治二〇年代とでは、因講と「素人」の距離感に相違が生じている点である。天保期には因講の太夫・三味線が「素人」と交流するには、「本名」から「仇名」への変身が必要とされた。因講では講外の芸能者との同座を禁じているから、「本名」で「素人」の会に出演することはできなかった。しかし三、四〇年も経つと、因講中

老・古老が「本名」で「素人」の会に乗り込むようになり、「仇名」Ⅱ「仲間ノ顔汚シ」という転倒さえおこる。

「素人」芸能者層は、因講の構成員を生み出す母胎でもあった。(表3)は三代目長門太夫の門弟の出身地・経歴等をまとめたものである。この表から興味深い論点がいくつか指摘できるが、ここでは「素人」との関係に着目する。まず長門太夫の門弟は大きく三つの系統に分けられる。①直門の弟子で、「増補」に「〇〇の産なり」と表記されている者、②直門の弟子で、同じく「〇〇住人」と表記されている者、③他門の師匠が故人となったため、その門弟を引き取ったもの、以上である。明らかに「素人」出身である門弟は、竹本関太夫、竹本蔵太夫、竹本佐賀太夫、竹本登志太夫である。いずれも①系統の弟子である。このような「素人」出身の弟子は他門でも拾えるはずである。

では①と②の違いは何か。じつは②は、とくに地方の「住人」の場合、実態はほとんど「素人」に近いのではないだろうか。すでに地方で「素人」として活躍する芸能者が大坂の太夫と師弟関係を結び、因講に入講するケースが、少なからずあったと考えられる。たとえば竹本松寿軒(遠江天王住人)の名前は、「素人」時代のものを流用したのである。①「素人」は因講に入講することで地方における自分の地位を高め、一方、因講では地方に展開する膨大な「素人」芸能者層を師弟関係を媒介に取り込み、その統制下に置こうとしたのである。②の弟子がいつ頃現れ、またいつ頃増えるのかを調べれば、因講と「素人」の関係の时期的な変遷が追えるであろう。

このように因講全体では、「素人」出身の太夫・三味線は相当数にのぼると思われる。因講は「素人」芸能者層と不可分な関係を結びつつ、境界を明確にして興行における優位性を保とうとしていたのであ

る。

三 因講の全国的展開

1 大坂因講と淡路・阿波因講

因講の全国的な組織構造についてはいまだ不明な点が多く、大坂因講が突出した存在で、淡路・阿波因講と江戸因講がそれに続き、他に個別に編成された因講がある、という概略的な構図しか描けていない。そこで明らかにすべき論点として、第一に大坂因講と淡路・阿波因講、江戸因講との関係、第二に各因講内の門弟的地域的分布、第三に各因講内の浄瑠璃渡世集団の巡業範囲、の三つが指摘できる。ここでは第一の論点を中心に述べることにして、第二と第三の論点は今後の課題としたい。なお本稿では淡路と阿波は一体とみなして、以下淡路・阿波因講として取り扱う。まず史料を二点示そう。

〔史料8〕 木谷は20

一、元来大坂因講之儀は、(中略)三都八申二不及津々浦々迄も、旧来浄瑠璃渡世之者ハ加入有之候ニ付、則大坂因講中ニ相違無之相印之講札を相渡し申候、以既讃州高松表ニも先年^(一)因講ト唯^(二)へ、例年大坂参会之前ニ彼地因講之掛銭等差登され候ニ付、講札并二年行司之役附帳面等差下し申候、其外東海道ニ而ハ参州遠州、又ハ濃州等ニも因講被取結、大坂方夫々江講札差送り申候故、大坂因講一統之取締りと相成申候事ハ、人々の能知所ニ御座候、然る所其御地之儀は近來浄瑠璃流行ニ付、太夫三味線追々増益ニ相成、何れの門弟共不分、又ハ因講へも加入無之候渡世被致候旁も数多有之、左候而は万一不行跡有之候時取^メも成かたく候故、右体之

不分明成衆中之取締り方之儀御頼申上候所、御承引之上兩三年前方御地ニ而も因講ト唯^(一)へ、取締り等御世話被下候趣相聞江候ニ付、大坂因講之繁昌と一統恐悦仕罷有候、然る所此度淡州須本浪戸太夫殿義、其御地講外ニ被成候趣、淡州座本御衆中江内申遣し被成候由、(尤彼者ハ大坂因講江加入仕罷有殊更師匠も)当地ニ師匠も有之候故、若左様の不埒成義御座候時ハ、御地御講内方当表面講并ニ師家方へ一応御沙汰被下候ハ、早速善悪吟味之上、阿州八申二不及津々浦々ニ至る迄、大坂因講方急度渡世向差留可申候、然るを当方へハ何の沙汰も無之、御地御講内斗之御取斗らひニ被致候而ハ、是迄通りの振合トハ相違仕候様ニ相聞江申候、且亦大坂因講札所持之者、御地江参り候節ハ其方之講札ト御取替被成候趣も委敷承知罷有候、前述候通り其御地之御講内ハ大坂因講一体と我々相心得居申候所、右体ニ而ハ阿州斗之因講之様ニ相聞申候間、態々御尋申上候、此手紙御覽之上、急々御返事被下度、御答ニ仍而当講内ニも相心得之義も有之候間、何卒御猶置無御返事奉待入候

弘化四丁未正月

大坂因講 年行司

阿州因講 御年行司 御衆中

〔史料9〕 木谷は20

然ハ其御表ニおるても近來因講御取結被成候所、追々繁茂之由、御尊公様一入御骨折之程遠察仕、御苦勞至極ニ奉存候、然ハ此度淡州座本御衆中様方承り候へハ、大坂因講ト一体ニ而ハ無之、阿州斗之因講之様ニ相聞候ニ付、此度御地講内年行司御衆中へ、以飛札態々御尋申上候、尤其元様ニハ大切之御名前御打続ト申、殊

更大坂講内二而御老分之御役柄二候へハ、講中之振合等も委敷御存之如く、諸国津々浦々迄大坂因講一統之取締り二而、則講札等も諸方へ講元と差遣し申候、然る所其御地斗ハ講札等も別札二而、剩へ大坂因講札所持之者も御地之札と取替被成候由、外々之衆ハ格別、其元様ニハ大坂因講役柄之御身分二而、大坂講中之助成ニも可相成様之取斗らひ無之候ハ、如何之御所存ニ御座候哉、(中略)右之御利害被遊何卒一統之因を相結候様一入奉願上候、若亦思召も有之候ハ、無御遠慮御申越可被成候、乍不及年行司之者可然取斗可仕候、何分ニも双方和順大坂因□統之講中と相成申候様、呉々も奉願申上候、先ハ右之通り如此ニ御座候

恐惶謹言

弘化四丁未正月

大坂因講年行司

竹本弥太夫様

二つの史料は大坂因講年行司がほぼ同時に出したもので、前者は阿波因講年行司に、後者は三代目竹本弥太夫に宛てている。これらから判明するのは以下の四点である。第一に、大坂因講と淡路・阿波因講との間に確執が生じている点、第二に、讃岐、三河、遠江、美濃には因講が存在し、大坂因講の傘下にあるとみなされている点、第三に、大坂因講は、「諸国津々浦々迄大坂因講一統之取締り」を受け、「大坂因統之講中」となることを理念としている点、第四に、各国で因講が結ばれたのは、近來の太夫・三味線人口の増大に対応し、「何れの門弟共不分」「不分明成衆中」を取り締まるためであった点、以上である。

大坂因講は淡路・阿波因講に対して、「其御地之御講内ハ大坂因講

一体」と認識していたのに、「阿州斗之因講之様ニ相聞」こえると批判している。具体的な要因は二つある。一つは淡路因講が竹本浪戸太夫を、大坂因講への通達なしに「講外」にしたことである。浪戸太夫は大坂因講に加入しており、師匠も大坂にいたので、大坂因講と大坂の師匠に通達したうえで、大坂因講が浪戸太夫の渡世差し留めの処置を下すのが至当である、というのである。もう一つは、淡路・阿波因講が大坂因講の講札とは別に、独自の講札を発行したことである。そのため大坂因講札を持つ者は、淡路・阿波では別の講札に取り替える必要が生じた。

講札の問題が生じたきっかけは、大坂因講が淡路・阿波因講の構成員を再把握しようとしたことにある。(史料8)によれば「講札」と「年行司之役附帳面」の配布が、大坂因講の支配を象徴するものである。大坂因講では淡路・阿波因講に対しても、あらためてこれらを行おうとしたようである。淡路・阿波因講では、二つの史料が出される前年(弘化三年)に、大坂因講に「両国帳面」を提出すること、新たな講札を発行することを申し入れている(木谷は20)。その史料を引用しよう。これは淡路・阿波の太夫たちが大坂因講の古老・中老・年行司衆中に宛てた手紙の一部である。

〔史料10〕木谷は20

(前略) 随而近來阿淡因講不究二付、此度銘々相改取立仕度趣、其御地年行司衆中様御代筆として音羽太夫様と御書面二預り、夫々承知仕、其趣ヲ以尚両国太夫・三味線取究り之処、皆々同意ニ御座候、然上は御地因講極書之御帳面御送り被下度、其上二而尚両国帳面相認可奉指上候、尚亦講札之義ハ弥太夫殿と貴君様江御懸合候通、年々懸切札二而は難相究候二附、当国因講札相改、

新入之銘々ハ札料銀四匁、年々懸銭壹匁ト相極候、右二附年々懸切之札所持之者は、新札ト引替ニ可致候、此後兩國之者共ハ、譬御地ニ而師匠取仕候共、講札ハ当国新札ヲ相渡可申候間、右様御承知可被下候（後略）

淡路・阿波因講では、「年々懸切」の札では構成員を把握したいので、入講の時に札を購入することにして、たとえ大坂に師匠がいる者でも淡路・阿波の講札を渡すことにしたのである。この新たな講札の発行と、師匠関係と無関係に講札が必要とされた点が、大坂因講では問題になった。大坂因講にとっては、みずから講札の唯一の発行主体であつて、大坂因講札以外の新札を認めるわけにはいかなかったのである。

大坂因講が各国の因講を統制下におくとき、具体的には①因講どうしが支配―従属関係を結ぶ、と②各国の太夫・三味線が大坂の太夫・三味線と師匠関係を結ぶ、の二つの方法が取られたと思われる。三代目長門太夫の門第一覧〔表3〕をみると、長門太夫が遠江の複数の太夫と師匠関係を結んだことがわかる。このうち浜松天王村の勝兵衛と松寿軒については、天保一一（一八四〇）年の弟子入証文が残っている（吉永81）。また遠江山梨村の西尾藤左衛門と南木斎が長門太夫に宛てた、同年の弟子入証文もある（木谷は59）。これらの弟子入証文は、遠江の「素人」太夫が天保一年に一挙に大坂因講に把握されたことを物語るのではないだろうか。大坂因講は、それ自身が師匠関係を基軸にした渡世集団であつただけでなく、やはり師匠関係を媒介にして、各地の因講を支配しようとしたのである。

2 淡路・阿波と西国の操座

大坂因講では国ごとに因講を組織させ、それを通じて増大する全国の太夫・三味線を統一的に把握することを意図した。その試みは讃岐ほか三国では成功したようであるが、淡路・阿波国については破綻している。淡路・阿波因講は、なぜ大坂因講と一線を画したのか。この課題にはあらゆる背景があると思われるので、一概に結論を出すことはできない。大坂因講の構成員にも淡路・阿波の出身者は少なくないしかも重い名跡を継ぐ者もいた。また大坂から淡路・阿波へ「追抱」と称する客演に出かけることも多かった。このように大坂と淡路・阿波は、さまざまな関係で深く結ばれているので、因講の問題もそれをふまえて捉えなければならぬ。

そこで、本稿では別の観点から淡路・阿波の芸能者集団の地位について考えることにしたい。まず史料を紹介しよう。これは長門国の川棚村という役者村の由緒書（「田部坐・川棚坐両村芸祖九品念仏宗伝記并翁舞ノ事」の末尾に記されたものである（³⁰読点は筆者による）。「史料11」

讓状之事

一、日本第一冠諸芸諸能之上村日向少掾藤原正清公、後弟蛭子屋為右衛門、於自他国人形操渡世向相働候節、従外方妨申者有之節は淡州表え可訴候、尤御法之通屹相守可申者也、依て讓証文如件
安政四乙巳九月朔日 淡州坐本 上村日向少掾 花押

蛭子屋為右衛門殿

川棚村には歌舞伎芝居座と操芝居座があつた。これは川棚村の操芝居座本の蛭子屋為右衛門が、淡路の人形芝居座本の上村日向少掾と「師弟取話」をしたときに、人形の頭や衣装とともに渡された文書である。淡路には安政期（一八五四―五九）頃には、一八の人形芝居座

があつたといふ⁽³¹⁾。その最大が上村日向少掾一座であつた。同座は瀬戸内海地域の各地で興行しており、讃岐国金毘羅大芝居や豊後国浜之市芝居でもその名前を確認できる。川棚芝居は淡路芝居と「師弟取詰」をすることで、自他国における人形操渡世の保証を得たのである。ここでは淡路芝居は、西国の芸能者集団にとっての権威として現れている。

大坂因講が浄瑠璃渡世の者を全国レベルで統制しようとしていたころ、西国では淡路芝居を頂点とする人形浄瑠璃渡世集団のヒエラルヒシユな関係が形成されつつあつた。二つの組織化の内容や方向は、必ずしも同質ではないと思われるが、ただ淡路・阿波の渡世集団には、ある種の権威意識があつたことはたしかである。その権威の源泉を形づくるもの——歴史的背景や芸の質の高さなど——が、淡路・阿波因講が大坂因講に対して独自の立場を主張する根拠となつたのかもしれない。

おわりに

太夫・三味線の統制を目的とする因講の歴史は、それほど古くはない。寛政九（一七九七）年の大坂因講の結成を始まりとして、一八世紀末から一九世紀にかけて成立した集団である。なぜこの時期に、このような浄瑠璃渡世集団が現れたのか。その点を考慮しながら本稿のまとめを述べたい。

本稿で明らかになつた浄瑠璃渡世集団Ⅱ因講の特質は、以下の通りである。第一に、因講は周辺の類似の存在を意識して組織された、排他的な渡世集団である点である。類似の存在とは、①説教讚語座の芸

能者、②歌舞伎のチョボ、③「素人」芸能者、などである。説教讚語座との対抗関係が表面化するの是一九世紀半ばである。それは説教讚語座が新たな活動の場を模索していた時期でもあり、彼らが大坂の宮芝居で興行するようになって両者の衝突が生じた。「素人」と因講の太夫・三味線とは、境界を設けながらも不断な関係を築いていたが、一方で因講では彼らを「弟子」の形で取り込もうとしていた。「素人」芸能者人口が急激に増加したのが一八世紀末から一九世紀にかけてで、因講が結成された最大の目的は、「素人」芸能者への対処であつたと考えられる。

第二に、渡世の実態は説教者や「素人」と共通しているながら、大坂因講内の中老・古老には、みずからを彼らと区別する格式意識が存在していた点である。これは浄瑠璃渡世の者が「受領」や「家持」層を含むことからきている。この意識は天保改革など、彼らをとりまく社会環境に変化がおこる場面で顕在化する。たとえば先述した竹本中太夫改名一件において、長門太夫は中太夫への書状で、「御趣意（註）天保改革のことか）以来ハ常興行之場所迎も無之、尤よせ場杯二而ハ改名も成がたく」と述べている（木谷は³²）。つまり、名跡相続を披露する場合は「常興行之場所」Ⅱ宮芝居でなければならず寄席ではできない、というのである。天保改革によって大坂の宮芝居が打撃を受け興行の場に変化が生じたことが、伝統的な名跡相続の機会を奪つたのである。「常興行之場所」での襲名に固執する因講重鎮の格式意識は、こうして危機に晒されることになる。

第三に、一八世紀末から一九世紀にかけて、「素人」人口の増大や格式意識の動揺など、渡世集団の環境にはさまざまな変化が生じるが、大坂因講ではそれらに対応するために、師弟関係を基軸にした統制を

行った点である。これは講内と講外と両方向に向けて行われた。講内に対しては、天保期や明治初期という環境が著しく変化した時期に、系図編纂や先師顕彰の作業を通じて門流の正統性などを確認する動きがみられ、講外に対しては、全国各地の浄瑠璃渡世の者と師弟関係を結び、講内に取り込もうとした。

最後に今後の課題を三つあげる。第一に、近世期の因講が把握の対象としなかった人形遣いについてである。人形遣いはどのような渡世集団を形成したのかは、浄瑠璃興行の総体を考えるうえで看過できない問題である。第二に、寄席と浄瑠璃渡世の関係である。吉田伸之氏は江戸の操座の解体を誘発したのは、市中町家の寄席などの芸能空間の存在であったと指摘する。³³⁾大坂の場合も寄席は宮芝居に対抗する場として認識され、その存在は伝統的な因講中老・古老の意識を揺さぶっている。近世・近代移行期の大阪の浄瑠璃興行にとって、寄席はどのような役割を果たすのであろうか。第三に、近代の因講Ⅱ同業者組合の展開についてである。明治一三年に大阪因講は大阪商工会議所から「三業仲間」(三業Ⅱ浄瑠璃語り・三味線弾き・人形遣い)という同業者組合として登録される。その際に従来の浄瑠璃語り・三味線弾きに、人形遣いと女浄瑠璃語りが加わる。そのことで因講に生じた変化を追うことは、第一の課題と関連して興味深い。

註

(1) 「芝居地」(浅野秀剛・吉田伸之編『浮世絵を読む』3 写楽)朝日新聞社、一九九八。

(2) 木谷蓬吟氏は近松門左衛門や義太夫の研究者であり、また演劇評論家でもある。その著書に「人間 近松門左衛門」(日本放送出版協会、一九

四二)、「道頓堀の三百年」(新大阪出版社、一九四七)などがある。

(3) 五代目竹本弥太夫(本名 木谷傳治郎)は三代目竹本長門太夫の門弟で、明治期を代表する太夫である。その事蹟は木谷蓬吟『五世竹本彌太夫 藝の六十年』(木谷正之助発行、一九三四)に詳しい。

(4) 三代目竹本長門太夫(二八〇〇〜六四)は実力・人望ともに備え、文政期(一八一八―二九)から幕末にかけての浄瑠璃界に君臨した太夫である。門弟も多かった。四代目竹本長門太夫(一八一四―九〇)は三代目の門弟で、明治一六(一八八三)年に四代目を襲名した。識者としても知られ、『増補浄瑠璃大系図』を著述した。

(5) 吉永文庫は浄瑠璃研究者である吉永孝雄氏の旧蔵資料からなる。吉永文庫所蔵の関係資料については、「吉永孝雄旧蔵五世竹本弥太夫・木谷蓬吟関係資料等目録」(園田学園女子大学近松研究所紀要 八・九合併号)一九九九年三月刊行予定)を参照されたい。

(6) ここでは国立劇場調査養成部芸能調査室編『増補浄瑠璃大系図 上・中・下・別巻』(日本芸術文化振興会、一九九三―九六)を参照した。

(7) 木谷蓬吟『文楽今昔譚』(道頓堀)編輯部、一九二九。

(8) 石割松太郎『人形芝居雑話』(春陽堂、一九三〇)。

(9) 弘化三(一八四六)年の古老・中老の顔ぶれは次表の通りである。ただしこれは「太夫顔附大帳(下書)」(吉永一)によるので、三味線は含まれていない。

古 老		中 老	
竹本綱太夫	豊竹岡太夫	豊竹八重太夫	
竹本染太夫	竹本錦太夫	竹本中太夫	
竹本氏太夫	竹本音羽太夫	竹本春太夫	
竹本長登太夫	竹本筆太夫	豊竹時太夫	
豊竹若太夫	竹本越太夫	竹本咲太夫	

竹本大住太夫	竹本頼母太夫	豊竹嶋太夫
豊竹巴太夫	竹本梶太夫	
豊竹駒太夫	竹本津賀太夫	

(10) この中太夫は三代目中太夫の門弟であるが、『増補』では代数に数えられていない。同書によれば、はじめは竹本真砂太夫と称し、政子太夫と改字したのち「東京（註―江戸のこと）へ赴き、彼地にて竹本中太夫と名乗」ったとある。この時すでに大坂には四代目中太夫がいたため、大坂と江戸に二人の中太夫が存在することになった。

(11) 正確な年代は不明であるが、竹本三輪太夫と改名した時期（文政九年以降）と竹本長門太夫没年（元治元年）の間であろう。

(12) 豊竹生駒太夫が豊竹麓太夫を相続することになったとき、実太夫（四代目長門太夫）は五代目弥太夫への手紙において、それについて野澤喜八郎に貸し出している「弟子証文」と「巴様章之本」を取り返してほしいと頼んでいる（木谷は65）。この生駒太夫は三代目巴太夫の門弟と思われるが不詳である。

(13) これは写しであるので、争論の過程で捏造された可能性もある。とすればいっそう、正当な名跡相続に何が求められていたかがわかるであろう。

(14) ここでは国立劇場芸能調査室編『浄瑠璃大系図』（国立劇場、一九八九）を参照した。

(15) 四代目長門太夫にみられる、浄瑠璃関係者の系譜や墓碑銘などを調査し、記録に残そうとする動きは、同門の五代目弥太夫にも受け継がれる。たとえば明治二五年一〇月に弥太夫は、生玉神社境内の浄瑠璃神社に祀られる「音律和調霊神」（代々の作者・太夫・三味線・人形遣い）の神号と俗名（芸名）を記録している（吉永4―2）。このような活動を生み出した要因は、時代の流れからの危機意識なのか、あるいは大坂因講にお

ける重鎮の地位への自覚なのか、また長門太夫・弥太夫の門流に特徴的な気風なのか、断定することは難しい。ここでは早計に結論を出すことを避けて、それぞれの要因をより検討することを今後の課題としたい。なお先師顕彰事業としては他に、明治二六年に竹本義太夫の石碑の修復が行われた例がある（吉永6）。

(16) 以下、近松春翠子については、法月敏彦「竹本筆太夫と近松狂言堂」（『浄瑠璃大系図』国立劇場、所収）を参照。法月氏は同稿において、『浄瑠璃大系図』の出版に関しては、筆太夫には浄瑠璃界における実力を示すという思惑、狂言堂（春翠子）には浄瑠璃界に接近し近松門左衛門を顕彰しようとするねらいがあった、と述べている。

(17) 註（14）書三三五頁。

(18) 近世芸能における「素人」とは何か、というのは大きな問題である。竹下喜久男氏は『近世地方芸能興行の研究』（清文堂出版、一九九八）の第七章「聖徳太子千二百年忌開帳について」の中で、大坂四天王寺における聖徳太子千二百年忌開帳に際して、「素人」浄瑠璃が道頓堀・角の芝居を借りて「さらへ興行」を催し、その収益を四天王寺に寄進したことを明らかにしている。さらに、大坂では宝暦期（一七五一―一六三）頃には、「素人」が浄瑠璃稽古会と称する、一種の芝居興行を行っていたと述べている。竹下氏は「素人」とは何か、の問題は追究していないが、「素人」芸能の実態を明らかにすることは、対極に想定される「玄人」芸能「商品」化された芸能の性格を問うことにもなるので、本格的に研究する必要がある。

(19) 三井寺近松寺の史料は、室木弥太郎・阪口弘之編『関蟬丸神社文書』（和泉書院、一九八七）に翻刻・収録されている。説教者については、以下これを参照した。

(20) たとえば播磨国高室村（役者村）の役者は寛保三（一七四三）年に近松寺によって説教者の末流であるとされ、その支配を受けることになっ

た。

(21) 『関蟬丸神社文書』四104―8 (四二二頁)。

(22) 註(7) 書五四―五六頁。

(23) 『関蟬丸神社文書』四104―3では以下のようになっている。若干の相違がみられるので、参考のためにここに掲げた。

関清水蟬丸皇子雨夜宮

御由緒配下

説教 人形操師 歌舞伎物間似狂言辰

芸伎者 十三香具師

浮世咄師 通俗講釈師

讚語 琵琶法師并替女 歌念仏

歌謡 浄瑠璃語り師

勸進師 辻能狂言師 辻角力

長吏方 井 木戸方

小見世物 合薬旅壳

音曲道 放歌師 祭文師

白拍子 傀儡遊女

三味線方

右四流末流都合十_マ点

当時支配芸道令免許者也

(24) 拙稿「歌舞伎の周縁——江戸采女ケ原と乞胸」(吉田伸之編『髪結新

三』の歴史世界 朝日百科日本の歴史・歴史を読みなおす19) 朝日新聞

社、一九九四)。

(25) 歌舞伎の義太夫狂言で演奏を勤める太夫・三味線のこと。

(26) 註(7) 書六七―六八頁。

(27) 三代目弥太夫は二代目弥太夫の門弟で大坂で活躍していたが、天保一

二(一八四一)年に阿波の芝居に赴いたところ、翌年に天保改革によつ

て官芝居が禁止され、そのことで帰坂する意志を失いそのまま阿波富岡に居住してその地で没した(『増補』)。

(28) 文政一〇(一八二七)年には、和泉わしか口村の車屋文兵衛こと竹本和国大夫から竹本重太夫に弟子入證文が出されているので(木谷は61)、畿内ではもう少し早く組織化が進められたようである。

(29) 六代目竹本染太夫の『染太夫一代記』(翻刻が一九七三年に青蛙房から刊行)や『増補』からも、多くの記事を拾うことができる。『染太夫一代記』は、寛政九(一七九七)年から慶応元(一八六五)年までの染太夫の日記である。

(30) 『下関市史 資料編I』(下関市、一九九三)一三六〇・一三六一頁。

(31) 新見貫次「淡路の人形芝居」(角川書店、一九七二)二七頁。

(32) 大坂の人形浄瑠璃芝居は太夫・三味線が主体であるが、淡路・阿波では人形が主体である。大坂因講が統制を図ったのは、全国の太夫・三味線である。いつぼう淡路芝居が川棚芝居と「師弟取詰」をしたときは、人形の頭と衣装に象徴されるように、両者は人形を芸の基本としていた。したがって、大坂と淡路・阿波の渡世集団が同質の権威をもち、それゆえ拮抗していたと断定するわけにはいかない。

(33) 註(1) 書七九頁。

〔付記〕本稿脱稿後に谷昌子「因講の変遷——組織と役割を中心に——」(演劇研究会一九九八年一月例会発表、なお発表の内容を成稿する予定)の存在を知ったが、とくに内容に変更は加えなかった。

なお園田学園女子大学近松研究所、東京大学教養学部図書館には史料の閲覧・掲載等で大変お世話になった。末尾ながら記して感謝の意を表したい。

〔表1〕竹本中太夫改名一件の関係年表

年月日	関連事項	出典
文化6. 3.	氏太夫、三代目政太夫存生中に四代目政太夫名前を相続する。 *氏太夫から政太夫宛の、名前相続に付き一札が出される。	木谷は53
文化6. 冬	氏太夫、四代目政太夫と改名。	『増補』
文化7. 5.	四代目政太夫、三代目とともに江戸へ赴き、政太夫の名前で葺屋町芝居に出勤。 三代目政太夫は播磨太夫と改名（通称は「播磨屋利兵衛」）。	〃
文化8. 春	江戸にて三代目・四代目出勤。政太夫は播磨太夫と改名するが、初日から欠勤。	木谷は29
文化8. 5.	四代目政太夫、江戸より帰坂。	〃
文化8. 7.	三代目政太夫、江戸にて死去。	〃
天保4. 7. 24	四代目政太夫死去。	『増補』
天保11. 2.	重太夫、五代目政太夫と改名。江戸へも「摺物」が送られる。	木谷は32
天保11. 6. 23	五代目政太夫死去。政太夫の名前は長門太夫預かりとなる。	〃
嘉永3. 5.	中太夫、改名に必要な関連書類①②を調える。 ①三代目政太夫縁者から中太夫宛の、政太夫名前を譲る旨の証文 ②浅草新寺町密蔵院から中太夫宛の、同寺の縁且家である旨の証文	木谷は40
嘉永3. 6.	中太夫、政太夫と改名する旨の「摺物」を発行する。 *「摺物」の表には「小野お通女之画」	〃
嘉永3. 7. 20	長門太夫、中太夫に書状を送り、政太夫改名に強く抗議する。	木谷は32
	この間、江戸因講から大坂因講に、中太夫が政太夫と改名の際の「証文下書（＝①・②）」「摺物」等が送られたと思われる。	木谷は29
嘉永3. 秋	大坂因講から江戸因講に、「証文下書」「摺物」が「法外」の物であること、江戸因講の威光を以て政太夫改名を差し留めてほしい旨の書状を送る。	木谷は50
嘉永3. 8. 22	長門太夫、江戸因講に二度目の書状を送り（一度目は上記のものか）、氏太夫が大坂で政太夫名前で出勤したときの番付と、「先代より相伝之品々の下書」を証拠書類として送る旨を伝え、中太夫改名にあらためて反対する。	木谷は29
	この頃、五代目政太夫の息子・鶴澤才治が浅草寺町の密蔵院の過去帳・石碑名を調査し、その結果を長門太夫に報告する。これによって石碑名は「播磨屋利兵衛」ではなく「播磨屋利助」であることが判明する。	

〔表2〕説教讀語座と大坂三社境内での興行

年月	関連事項
寛政7.	説教者・清水金太夫、大坂船場宮北にて説教芝居興行を行う。
寛政10. 7.	蟬丸宮から大坂寺社奉行所へ、「説教者流之者」が大坂三社（座摩・御霊・上難波）境内において座組興行をする許可を願う。
文政2. 3.	三社境内における興行が許可になる。
天保13. 3.	天保改革により三社境内小屋の取り払いが命ぜられる。
嘉永5. 3.	三社境内での再興行を出願する。
嘉永6. 12.	興行は不許可に。
安政2. 4.	三社境内での再興行を再願する。

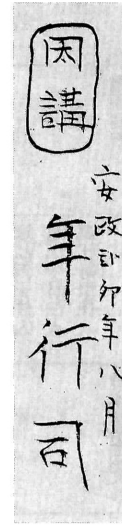
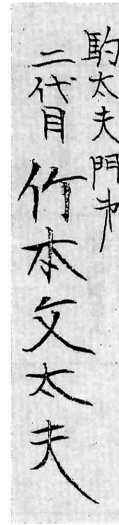
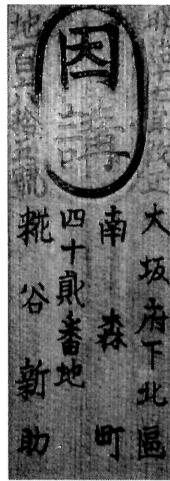
出典 『関蟬丸神社文書』四81・104・105

【写真】因講講札

写真は明治期のものであるが、参考図からもうかがえるように、近世期にもほぼ同型の講札が用いられていたと思われる。



明治17年改正
竹本弥儀太夫師弟證（木谷は3-②）



（参考図）植村要蔵が竹本弥太夫に宛てた手紙の中に書き留められたもの（吉永29）。

〔表3〕三代目竹本長門太夫門第一覽

門弟名(註1)	改名後の名前	初出勤の芝居名	襲名披露の芝居名	生国(註2)	住国(註3)	元の師匠名	関連記事(とくに「素人」との関わりについて)
竹本志那太夫	改	稲荷文楽軒		伊予松山	大坂住人		
竹本由良太夫	咲太夫、出雲太夫	稲荷文楽軒	竹田芝居(出雲太夫)	大坂阿波座			
豊竹湊太夫	生駒太夫	稲荷文楽軒	竹田芝居		大坂住人		
竹本律太夫		稲荷文楽軒		丹波			
竹本益太夫		稲荷文楽軒		大坂北船場	大坂住人		
竹本為太夫		稲荷文楽軒		播磨亀山	大坂住人		
竹本小賀太夫							
竹本関太夫							
竹本岬太夫							
竹本多根太夫		尾張名古屋		河内軽墓			
竹本万太夫		稲荷文楽軒	稲荷文楽軒	大坂天満		竹本住太夫	
竹本三根太夫		稲荷文楽軒	稲荷文楽軒	大坂本町		竹本住太夫	
竹本陸奥太夫		稲荷文楽軒	竹田芝居	讃岐高松		竹本住太夫	
豊竹綾太夫		稲荷文楽軒	竹田芝居	大坂中船場			
竹本八尾太夫				河内八尾			
竹本喜代太夫	筑前太夫	稲荷文楽軒	西横堀新築地周防町浜	大坂北船場	遠江毛賀住人		
竹本登茂太夫	実太夫4、長門太夫4	竹田芝居	稲荷文楽軒(実太夫)、西京四条北側芝居(長門太夫)	大坂北船場	遠江大塚住人		
竹本登代太夫		稲荷文楽軒		讃岐観音寺	遠江天王住人		
竹本五声軒					遠江中泉住人		
竹本若松軒					遠江掛川住人		
竹本松壽軒							
竹本稻穂太夫							
竹本三代太夫							
竹本音羽太夫							
竹本木曾太夫	湊太夫	高津社稽古場	竹田芝居	播磨明石		竹本土佐太夫3	
竹本諏訪太夫		稲荷文楽軒		越後神原郡加茂			
				大坂島の内			左官職出身

竹本藏太夫	稻荷文楽軒	大坂島の内				二代目錦士という「素人」だった。晩年は「素人」に戻り、天満天神芝居の手代をする。
竹本律太夫	稻荷文楽軒	肥前伊万里	大坂住人	竹本千賀太夫		大坂での修行が成りがたく、備前に赴く。
竹本照太夫	稻荷文楽軒	阿波		竹本染太夫		
竹本弘太夫	稻荷文楽軒	西横堀清水町浜文楽軒(久太夫、 江戸(頼母太夫)		竹本政太夫5		文正という「素人」だった。天保一三年の宮芝居廃止後、一時淡路上村源之丞座の「追抱」に行く。
竹本岩見太夫	座摩社内芝居	近江長浜		竹本政太夫5		
竹本魏豊太夫	座摩社内芝居	大坂阿波座		竹本政太夫5		
竹本佐賀太夫	座摩社内芝居	角の芝居		竹本政太夫5		
竹本頼母太夫	稻荷文楽軒	座摩社内西門芝居		竹本政太夫5		三代目鶴澤清七舎兄
竹本琴太夫	稻荷文楽軒	稻荷文楽軒(桂太夫)	大坂住人	竹本政太夫5		後年、長崎丸山の揚屋に入禪となる。
竹本千代太夫	稻荷文楽軒	稻荷文楽軒		竹本内匠太夫6		幼少の頃から三味線修行で大坂に出る。
竹本翁太夫	稻荷文楽軒	稲荷社内元芝居地(氏太夫)		竹本中太夫4		
竹本瑠璃太夫	稻荷文楽軒	竹田芝居	伊勢古市			
竹本田喜太夫	稻荷文楽軒	西京官川町八丁目芝居	大坂ざこば近辺			
竹本律太夫	稻荷文楽軒	西京官川町八丁目芝居	大坂新町			
竹本小太夫	稻荷文楽軒	西京北側芝居	西京			
竹本理太夫	稻荷文楽軒	西京北側芝居	大坂本町二丁目			
竹本佐賀太夫	目芝居	稲荷文楽軒	大坂幸町			
竹本登良太夫	竹田芝居	稲荷文楽軒	撰津天王寺村			
竹本真喜太夫	稲荷文楽軒	西京北側芝居	阿波小松島			
竹本むら太夫	稲荷文楽軒	江戸	阿波野村			
竹本組門太夫	居	江戸(長子太夫)				
竹本小熊太夫	竹田芝居	西京四条北側芝居(実太夫、 西横堀清水町浜文楽軒(弥太夫)				
竹本長尾太夫	江戸	西京四条北側芝居(実太夫、 西横堀清水町浜文楽軒(弥太夫)				
竹本小松太夫	稲荷文楽軒	西京四條南側芝居				
竹本弥代太夫	稲荷文楽軒	江戸				

竹本登摩太夫 竹本登和太夫 竹本三声軒 竹本松尾太夫 竹本緑太夫 竹本卯太夫 竹本登志太夫 竹本重戸太夫 竹本小松太夫 ²	咲太夫	竹田芝居 竹田芝居 西横堀清水町浜 文楽軒	北の新地裏町の席	豊前中津 江戸浅草蔵前 河内小田田	筑後柳川住人 大坂唐物町住人 三河住人 遠江住人 西京住人	「素人」名前登竜軒 信濃飯田にて門弟となる。
竹本以久代太夫 竹本長見太夫 竹本和太夫 竹本長浜太夫 竹本小松太夫 ³ 竹本出羽太夫 竹本左馬太夫	絹太夫	稲荷文楽軒 稲荷文楽軒 稲荷文楽軒		大坂北船場 阿波	摂津今宮新家住人 山城伏見住人 備後福山住人 西京祇園町住人	美作津山にて長らく暮らす。 北国へ稼ぎに行き、後年は道具商をして暮らす。
竹本長岡太夫 竹本水門太夫 竹本光太夫 豊竹八重太夫 ⁵	沢太夫 籠太夫	稲荷文楽軒	西横堀周防町浜芝居	大坂西区 淡路福浦 紀伊若山	竹本八重太夫 竹本八重太夫 ⁴	沢太夫となつてからは長年、伊勢志摩にて暮らす。 淡路・阿波の太夫の一、二位を占める。 道頓堀にて宿屋業を営んでいた。ここは淡路座本一統の定宿で、毎年太夫抱えの口入をしていた。
竹本鳴門太夫				大坂住人	竹本綱太夫 ⁴	

出典 『増補浄瑠璃大系図』（国立劇場、一九九五）。ただし 『増補』に名前しか記載されていない門弟は省略した。

註1 代数が明確な者は、名前のあとに数字で示した（例 四代目竹本長門太夫↓竹本長門太夫4）。

註2 『増補』に「○○の座なり」と生国の記載がある者。註3の「○○住人」と住国の記載がある者とは区別があると考え、別項にした。

註3 『増補』に「○○住人」と住国の記載がある者。

〔付論〕木谷文庫の調査に関する報告

1 木谷文庫について

東京大学教養学部図書館が所蔵する木谷文庫は、五代目竹本弥太夫（本名 木谷傳次郎、屋号 井筒屋）の次男で演劇評論家であった、木谷蓬吟氏旧蔵の史料群である。木谷氏旧蔵史料は、現段階で判明するかぎりでは、当文庫と園田学園女子大学近松研究所の吉永文庫とに分蔵されている。しかし木谷氏没後、所蔵史料がどのような経緯で当文庫にもたらされたのか、その詳細については残念ながら不明である。ただ当文庫の史料の点数には、「1951・1・31／納入 木谷吟一／價格／冊数／巻号／東京大学教養学部図書館」というラベルが貼付されているので、一九五一年一月三十一日に木谷吟一氏（蓬吟氏長男）が東京大学教養学部図書館に売渡したものである（あるいは売渡する形式をとったもの）であることがわかる。なお、園田学園女子大学近松研究所の吉永文庫については、「吉永孝雄旧蔵五世竹本弥太夫・木谷蓬吟関係資料等目録」（『園田学園女子大学近松研究所紀要 八・九合併号』一九九九年三月刊行予定）を参照されたい。

2 調査方法および木谷文庫の概要

一九九五年三月に、木谷文庫の全容を把握するための調査を行った。その段階で既に、浄瑠璃丸本類を中心に一部が目録・カード化され、「090（貴重本）／1（木谷文庫）／1〜71」の番号を与えられていた。これら丸本類は今回の調査の対象外とし、カードや史料番号などには変更を加えなかった。それ以外のものを、教養学部図書館書庫における保管状態から、五つの史料群に分けた。調査の手順は、①史

料群ごとに写真・スケッチによる現状の記録を行う、②史料の一点ごとに番号を与える、③中性紙封筒に入れる、④史料一点ごとに目録をとる、とすすめた。史料群の概要は以下の通りである。

（1）五世竹本弥太夫の日記。嘉永三（一八五〇）年から明治三四（一九〇一）年までの七一冊。このうち六五冊は、いつ行われたかわからないが既に整理された形跡があり、「井1〜67（内欠番2つ）」という朱筆の番号が付されていた。これを尊重し、個別の史料に「090／1／井〇〇」という番号を与えた。また朱筆の番号はなかったが、これら日記と同じ棚に保管され、内容的にも日記と同類の史料7点に「井68〜74」の番号を与えた。（2）白木屋デパートの衣装箱に一括保存されていた史料群。五代目竹本弥太夫、およびその師匠である三代目竹本長門太夫宛の書簡を中心とする八九点。「090／1／は（箱の）は」1〜66」の番号を与えた（小番号あり）。（3）冊子体の史料四点。明治八（一八七五）年から同一五年にかけての、浄瑠璃三業仲間関係の史料。既整理分の史料（丸本類）の番号に続けて「090／1／72〜75」の番号を与えた。（4）軸物など八点。五代目弥太夫・三代目長門太夫筆の書画。「090／1／76〜83」の番号を与えた。（5）「竹本筑後掾門弟教訓并連盟状」と竹本義太夫の肖像画、および両者を紹介した明治三五年九月二九日付の大阪朝日新聞。連盟状と肖像画はいずれも木箱入り。箱を含めて八点。「090／1／85〜88」の番号を与えた。以上の調査によって、木谷文庫のすべての史料の整理・目録化が完了した。

3 木谷文庫目録

ここでは紙数の都合もあるので、史料群（2）の目録のみを紹介する。

史料番号 (は・〇・〇)	表題	年代	作成	形態	数量	摘要
1	〔包紙〕「一錦絵……」	(昭和)	東京都目黒区駒場町第一高等学校図書館	封筒	1	差出の所に「東京大学教養学部図書館」の印有り
2・①	〔封筒〕「近松……」		東京大学教養学部図書館 ↓東京大学附属図書館蔵	封筒	1	正と控か
2・②	記(資料15点の貸渡についての証書)		東京大学教養学部	状	2	
2・③	本郷へ展覽用持参書函			状	1	「東京大学教養学部」の名前入便箋使用
3・①	〔木札〕「豊竹巴寿」	明治17年改正		木札	1	「因講」の印有り。第554号
3・②	〔木札〕「師第證 竹本弥儀太夫」	明治16年2月		木札	1	「因講」の印有り。地165号
3・③	〔木札〕「師第證 竹本弥太豊」	明治8年11月		木札	1	「因」の印有り。地703号
3・④	〔木札〕「師第證 弥太松」	明治11年12月	因講世話掛	木札	1	「因」の印有り。地第224号
3・⑤	〔木札〕「師第證 竹本弥米越太夫」	明治6年	因講世話掛	木札	1	「因」の印有り。442号
3・⑥	〔木札〕「弥太夫門第 竹本米太夫」	元文5/明治16年	大阪因連世話方	木札	1	大阪因連の印有り
4	(三味線の由来その他の貼継文書)	明治9年4月		巻物	1	
5	〔極老切〕から「中老格」の太夫・三味線名前書上)			状	1	「1951・1・31 納入 木谷吟一 東京大学教養学部」のラベル有り
6	(狂言等の営業者に対する通達)	壬申(明治5)年8月	教部省・大阪府	状	1	
7	〔書状〕(文楽出勤断二付)	年不詳12月22日	(豊澤) 廣助↓弥太夫	状	1	
8・①	〔封筒〕	年不詳11月18日	竹本越路太夫↓竹本弥太夫様	封筒	1	
8・②	〔書状〕(浄るり大系図借用願)	年不詳11月18日	二見↓木谷御氏様	封筒	1	
9・①	〔封筒〕	明治31年10月28日	神戸市大黒座ニテ永田件↓大阪市西区西堀江 明楽座前 木谷榕様	封筒	1	
9・②	〔書状〕(当地興行非常の大人気二付)	年不詳10月28日	呂昇↓御師匠様	状	1	
10・①	〔封筒〕		長太郎貞信↓竹先生様	封筒	1	
10・②	〔書状〕(送り物に対する礼状)		長太郎↓竹先生様	状	1	
11	浄瑠璃・同三弦・人形遣い三業因社相撲合	明治24年1月	(発行) 大阪市南区笠屋町86番屋敷 玉置清七	状	1	
12・①	〔封筒〕「豊澤団平筆蹟」			封筒	1	「1951・1・31 納入 木谷吟一 東京大学教養学部」のラベル有り
12・②	いろはたとへ	年不詳6月12日	団平↓竹 実太夫様	状	1	3月12日付包紙有り
12・③	〔書状〕(本借用願二付)			状	1	

27	26	25	24	23	22	21 ②	21 ①	20	19	18	17 ②	17 ①	16	15	14	13
〔書状下書〕「文化六己巳春芝居・ ・」(塩町政太夫、播磨太夫と改名 二付)	〔書状〕「・・・書翰忝拜見仕候・ ・」(宗吉農業不情の上淨瑠璃を語 り候事二付)	〔書状〕「不尽残暑候得共・・・」 (文教名前二付)	〔年賀状〕「開春之御吉給際限不可有 候・・・」(新年の挨拶二付)	〔書状〕「尚々右一件は・・・」 (三輪太夫、土佐太夫と改名仕度一 件二付)	〔書状〕「尚々御安墨被下・・・」 (実太夫名前の儀二付)	〔短冊〕「雪中竹・・・」(和歌・俳 句の書付)	〔封筒〕	弘化四丁未正月大坂因講中阿州因 講へ遣ス下書	〔極内々申入候・・・〕(日残皆済請 取ほか)	〔書状〕(会社の義二付)	〔出演演目書付か〕	〔封筒〕	三ヶ津太夫三味線人形見立角力	記(元祖竹本弥太夫直筆由縁譲る二 付)	〔書状〕(大江山丸本借用願二付)	〔歌の文句書付〕
	年不詳12月19日	年不詳7月23日	年不詳1月1日	年不詳9月5日	年不詳3月2日		明治34年1月1日	弘化4年1月	(元治元年11月)	年不詳5月29日	年不詳3月	年不詳3月	文政12年1月	明治8年	年月不詳18日	
	長尾太夫↓実太夫様	竹本綱太夫↓堀江上通り二丁目明席 向う 竹本弥太夫様 (四代目鶴澤) 友二郎↓長門太夫様	竹本綱太夫↓堀江上通り二丁目明席 向う 竹本弥太夫様	竹本染太夫↓竹本長門太夫様	(六代目) 竹本染太夫↓竹本長登太 夫様	鶴澤清七↓竹 弥太夫様	竹本長門太夫	竹本多満太夫ほか↓竹本長門太夫	阿州徳嶋寺碓浜ノ町芝居二而 竹本 春太夫↓竹本実太夫様	いなり座↓竹本弥太夫殿 いなり座↓弥太夫様	いなり座↓竹本弥太夫殿	殿	二代目豊澤大輔↓五代目竹本弥太夫 殿	瓢箪 湊太夫↓実太夫様		
状	状	状	状	状	状	短冊	封筒	巻物	巻物	状	状	封筒	状	状	状	状
1	1	3	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
								状4点の貼り継ぎ	状5点の貼り継ぎ			〔阪井藏書〕の印有り				包紙有り。豊澤団平↓竹本弥太夫様

43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28
〔書狀〕「尚々手加候・・・」(御尊君様之儀二付)	〔書狀〕「一書致口上仕候・・・」(東京親類共方江罷越二付)	〔書狀〕「甚寒之砌・・・」(鐘太夫名前二付)	〔書狀〕「四十一年前・・・」(政太夫名前二付關係書類写)	〔書狀〕「以手紙啓上仕候・・・」(去ル廿一日其御表大火二付)	〔書狀〕「中元之御祝義・・・」(文藏殿之義二付)	〔書狀〕「改年之御吉慶・・・」(新年挨拶二付)	〔書狀〕「改年之御吉慶・・・」(新年挨拶二付)	〔書狀〕「秋冷之節二御座候所・・・」(本借用願二付)	〔書狀〕「八百五円也・・・」(靈祝社再建二付寄附)	〔書狀〕「向暑之御先頃・・・」(名古屋から東京巡業二付)	嘉永三戊七月中旬江戸表中太夫殿、政太夫と改名候条二付答遣ス下書	〔書狀〕「春暖相成候所・・・」(巴太夫名前二付)	〔書狀〕「新年之御吉慶・・・」(当年ヨリ古老衆中順列相替二付)	江戸因講へ二度目返答下書(政太夫の事二付)	〔書狀〕「浅草寺町密藏院へ・・・」(政太夫名前二付)
年不詳12月3日	年不詳9月13日	年不詳12月23日		年不詳11月29日	年不詳7月21日	年不詳1月2日	年不詳1月2日	年不詳10月7日	明治33年12月	年不詳5月8日	20日 (嘉永3年)7月	年不詳3月22日	年不詳1月7日	嘉永3年8月22日	
政次郎↓傳治郎(竹本弥太夫)様ほか2名	御連中様 七代竹本染太夫↓竹本実太夫様	(三代目) 麓太夫↓御師匠様		竹本対馬太夫↓竹本長門太夫様	豊竹巴太夫↓竹本長門太夫様	↓竹本実太夫様 余人々御中	大隅太夫↓実太夫様	(豊竹) 呂太夫↓実太夫様	鶴澤清七↓竹 弥太夫君	鶴澤友次郎↓竹本実太夫様	竹本長門太夫↓江戸 竹本中太夫様	野喜(野澤喜八郎)↓竹本実太夫様	豊竹駒太夫↓竹本実太夫様	竹本長門太夫↓竹本播磨太夫様ほか8名 其外御地御講内御一統	つる沢才治↓竹本長門太夫様 御門弟中様 人々御中
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
帯封有り															

44・①	〔封筒〕		浅草区猿若町二丁目十番地青柳房二郎方 竹本田喜太夫 ↓木谷傳治郎様事 竹本弥太夫様行	封筒	1	
44・②	〔書状〕「冷気日増ニ．．．」〔芝居大当りニ付〕	年不詳10月14日		状	1	
45	〔下書〕「元来大坂表．．．」〔因講由来ニ付〕			状	2	
46	〔紐〕			紐	1	
47	章句起源之事			折本	1	
48	〔書状〕「以書面申上候．．．」〔浜太夫より返事無之二付〕	年不詳1月3日	和佐太夫事 豊竹湊太夫 竹本重太夫↓竹本実太夫様	状	1	
49	〔書状下書〕「昨日ハ遠方之所．．．」〔兵庫から京巡業ニ付〕			状	1	
50	〔書状下書〕「然ハ此度．．．」〔中太夫改名ニ付〕	嘉永3年	因講↓江戸因講	状	1	
51	弟子入證文覚	文久2年2(カ)月28日	鶴澤清八ほか1名↓竹本長門太夫様	状	1	
52	入金申一札「此度湊太夫卜申候．．．」〔湊太夫名前借請ニ付〕	天保6年1月	上村源之丞ほか1名↓豊竹湊太夫殿	状	1	帯封有り
53	一札「竹本政太夫と申名前．．．」〔政太夫の名前相続ニ付〕	文化6年3月	竹本氏太夫↓竹本政太夫殿	状	1	帯封有り
54	〔冷泉人の．．．〕〔章句についての書付〕			状	1	
55	覚「金千疋．．．」〔酒肴代金受取〕	亥年12月25日	世話人中(因講)↓	状	1	後欠、端裏「師匠江戸行之時因講江御酒料之請取」
56	約定一札之事「元来道頓堀ニ而．．．」〔竹田芝居ニ於テ興行ニ付約定〕	天保9年9月	興行人綿屋熊治郎↓名代塩屋九右衛門	状	1	
57	給金先借證文之事「金貳拾圓也．．．」〔文楽座芝居ニ於テ我等御雇被下ニ付〕	明治7年11月25日	↓植村大藏殿	状	1	

66止								
	〔軸の芯〕							
65	〔書状〕「機嫌宣敷・・・」 〔麓太夫名前譲り受二付〕	年不詳1月9日	従大坂 竹本実太夫↓西京四条北側 芝居二而 竹本弥太夫様	状	1			
64	借用證「丸本 源氏長久・・・」 〔丸本ほか軸1本13冊借用二付〕		歌舞伎座 中屋徳次	状	1	東京大学附属図書館の便箋使用		
63	〔俳句書付〕		竹本土佐太夫	状	1			
62	〔紐〕			紐	1			
61	一札「私義浄瑠璃稽古・・・」 〔御弟子二被成下二付〕	文政10年8月	和州わか口村 車屋文兵衛事 竹 本和国太夫ほか1名 ↓竹本重太夫殿	状	1			
60	〔書状〕「先達は御手簡・・・」 〔内匠・土佐太夫の義二付〕	年不詳9月11日	鶴澤竹治郎↓長門太夫殿	状	1	端裏「嵯峨御所の手紙」		
59	一札之事「兼而私浄瑠璃・・・」 〔師弟契約二付〕	天保11年6月	遠州山梨村 西尾藤左衛門事 南木 齋↓竹本長門太夫殿	状	1			
58	為取替約定一札之事「元来竹本豊 竹之・・・」〔因講相改二付〕	天保9年9月21 日	豊竹靱太夫ほか3名↓竹本長門太夫 殿	状	1			